

## 一般事業主行動計画

下記の通り、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定します。

1. 【計画期間】(第3期)

2024年4月1日～2029年3月31日までの5年間

2. 【内容】(分類①)

**目標①**

ライフイベント変化の不安を払拭し、活躍できる風土を醸成する。  
(キャリアイメージ形成のためのセミナー等を年1回開催する)

<取組内容>

2024年4月～メンター制度募集案内の際に仕事と家庭の両立に関する相談対応をアピールする  
2025年～若手労働者を中心にヒアリングを行い、適宜、仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のためのセミナー等を開催する

【内容】(分類②)

**目標②**

労働時間適正化を推進する。(月平均残業時間を16時間以下にする)

<取組内容>

2024年4月～時間外労働・休日労働に関する協定を改定し、月の上限時間を45時間にする  
2024年～組織全体の数値目標の設定、本部ごとの平均残業時間数のモニタリング

以上